

水産物消費拡大実行計画会議設置要綱

1. 目的及び設置

「水産物消費拡大実行計画会議」（以下「実行計画会議」という。）は、我が国における水産物の消費拡大を政府事業と民間の取組の効果的な連携の下、戦略的に官民協働で推進することを目的に設置する。

2. 実行計画会議の事務

実行計画会議は、次の事務を行う。

- (1) 水産物消費拡大実行計画の検討及び策定
- (2) 水産物消費拡大実行計画に基づき消費拡大に係る取組を実施する水産物消費拡大推進機関（水産物消費拡大実行計画に基づき各種取組を実施する機関をいう。）の取組に対する助言及び支援

3. 実行計画会議の構成等

- (1) 実行計画会議は、水産物の生産、加工、流通、販売又は消費等に関する知識・経験を有した者をもって構成する。
- (2) 実行計画会議委員の任期は令和4年3月31日までとする。ただし、実行計画会議委員又は事務局から申し出がない場合は、任期を1年間延長する。
- (3) 実行計画会議には、座長を置く。
- (4) 座長は、委員の互選により選任する。
- (5) 座長は、検討会の議事を運営する。

4. 実行計画会議の開催

実行計画会議は、5. に定める実行計画会議事務局が招集する。

- (1) 実行計画会議は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、座長が実行計画会議の運営上必要と認める場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。
- (2) 実行計画会議は、実行計画会議に出席した委員（(1)のただし書きの場合にあっては全ての委員）の過半数の賛成により議決する。
- (3) 実行計画会議には、必要に応じて参考人の出席を求めることができる。
- (4) 実行計画会議は非公開とする。

(5) 実行計画会議の資料等は原則として公開する。

5. 実行計画会議の事務局

実行計画会議の庶務等を行うため、事務局を水産庁漁政部加工流通課に置く。

6. 要綱の改訂

本要綱は必要に応じて事務局にて改訂し、実行計画会議委員に報告するものとする。

7. 附則

本要綱は、令和3年9月17日から施行する。